訪問看護　重要事項説明書

1.　事業所の概要

（イ）　提供できる居宅サービスの種類

事業所名	トータルライフケア桜台訪問看護ステーション	トータルライフケア桜台訪問看護ステーションサテライト文京
所在地	東京都練馬区桜台 1-11-2 コーポ若宮 1F	東京都豊島区南大塚 3 丁目 1-12 生方ビル 401
電話番号	03-6915-8775	03-5843-3941
ＦＡＸ番号	03-6915-8776	03-5843-3942
事業所番号	介護：1362090944　　医療：7397144	
管理者氏名	冨田歩実	

（ロ）サービス提供地域

練馬区の一部（旭岡 1～2、春日町 1～6、北町 1～8、向山 1～4、小竹町 1～2、栄町、桜台 1～6、高松 1～4、田柄 1～5、豊玉上 1～2、豊玉北 1～6、豊玉中 1～4、豊玉南 1～3、中村 1～3、中村北 1～4、中村南 1～3、錦 1～2、貫井 1～5、練馬 1～4、羽沢 1～3、早宮 1～4、氷川台 1～4、平和台 1～4）、板橋区の一部（大谷口 1～2、大谷口上町、大谷口北町、大山金井町、大山町、大山西町、大山東町、上板橋 1～3、熊野町、小茂根 1～5、幸町、栄町、桜川 1～3、東新町 1～2、常盤台 1～4、中板橋、仲町、中丸町、氷川町、東山町、富士見町、双葉町、南町、南常盤台 1～2、向原 1～3、大和町、弥生町）、中野区の一部（江古田 1～4、江原町 1～3、鷺宮 1～3、白鷺 1、沼袋 1～4、野方 3～6、松が丘 2、丸山 1～2、若宮 1～3）、豊島区の一部（要町 1～3、千川 1～2、高松 1～3、千早 1～4、長崎 1～6、南長崎 1～6）、新宿区の一部（西落合 3～4）	文京区の一部（大塚 1～6、音羽 1～2、春日 1～2、小石川 1～5、後楽 1～2、小日向 1～4、水道 1～2、関口 1～3、千石 1～4、千駄木 1～5、西方 1～2、根津 1～2、白山 1～5、本駒込 1～6、本郷 1～7、向丘 1～2、目白台 1～3、弥生 1～2、湯島 1～4）、豊島区の一部（池袋本町 1～4、池袋 1～4、上池袋 1～4、北大塚 1～3、駒込 1～7、巣鴨 1～5、雑司ヶ谷 1～3、高田 1～3、西池袋 1～5、西巣鴨 1～4、東池袋 1～5、南池袋 1～4、南大塚 1～3、目白 1～5）、新宿区の一部（赤城下町、赤城元町、揚羽蝶、市谷加賀町 1～2、市谷甲良町、市谷砂土原町 1～3、市谷左内町、市谷鷹匠町、市谷田町 1～3、市谷台町、市谷長延寺町、市谷仲之町、市谷八幡町、市谷船河原町、市谷本村町、市谷薬王寺町、市谷柳町、市谷山伏町、岩戸町、榎町、大久保 1～3、改代町、神楽河岸、神楽坂 1～6、霞岳町、霞ヶ丘町、片町、歌舞伎町 1～2、河田町、喜久井町、北町、北山伏町、細工町、左門町、下落合 1～4、下宮比町、白銀町、新小川町、新宿 3、新宿 5～7、水道町、住吉町、高田馬場 1～2、箪笥町、築地町、津久戸町、筑土八幡町、天神町、戸塚町 1、富久町、戸山 1～3、中里町、中町、納戸町、西五軒町、西早稲田 1～3、二十騎町、払方町、原町 1～3、馬場下町、東榎町、東五軒町、袋町、弁天町、本塩町、南榎町、南町、南山伏町、山吹町、矢来町、横寺町、余丁町、若松町、若宮町、早稲田鶴巻町、早稲田町、早稲田南町）北区の一部（上中里 1、田端 1～6、中里 1～3、西ヶ原 1～4、滝野川 1～7）、板橋区の一部（板橋 1～4、加賀 1～2、仲宿）

（ハ）当事業所の職員体制　（令和８年６月１日現在）

職　名	資　　格	常勤(兼務)	非常勤(兼務)	合計	業務内容
管理者(所長)	看護師	１(１)名		１名	従業者及び業務の管理
看護師	看護師	５(１)名	０名	５名	訪問看護の業務
	准看護師	０名	０名	０名	
療法士	理学療法士 (PT)	２名	２名	４名	訪問看護(リハビリテーション)の業務
	作業療法士 (OT)	１名	０名	１名	
	言語聴覚士 (ST)	０名	０名	０名	

（ニ）サービスの提供時間

営業日	月-日	月-土
営業時間	8:45-17:45	
休日	年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)、ゴールデンウイーク(5 月 4、5 日)	

2.　当事業所の訪問看護の特徴等

（イ）運営方針

事業所の看護職員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復を目指して支援します。

（ロ）サービスの内容

自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が訪問し、専門的なリハビリテーション治療を行います。

訪問看護の内容　※適切なサービスを提供させて頂くため、訪問時間中に適宜記録をさせて頂きます。

1 病状・障害・家屋状況の確認	9 カテーテル等の管理	17 移乗動作練習
2 清拭・洗髪による清潔の保持	10 医師の指示による医療処置など	18 歩行練習
3 食事・排泄等　日常生活の援助	11 関節可動域練習	19 日常生活動作練習
4 服薬管理	12 マッサージ	20 発声・発音
5 褥創の予防・処置	13 ストレッチ	21 理解・表出
6 ターミナルケア	14 筋力増強練習	22 摂食・嚥下
7 認知症のある方の看護	15 起居動作練習	23 コミュニケーション
8 療養生活や介護方法の提案	16 バランス練習	24 その他(　　)

※尚、喀痰の吸引について、理学作業療法士および言語聴覚士による実施が平成 22 年以降現行法上可能となりましたがその技術は必

ずしも看護師のそれに及ぶものではないことにご留意下さい。

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下、理学療法士等)による訪問看護

リハビリテーションを中心とした訪問看護を提供させていただく場合、看護職員の代わりに理学療法士等が訪問させて頂きますが、看護職員もサービスの利用開始時や状態の変化等に合わせ定期的な訪問をさせて頂きます。看護職員、理学療法士等は、連携して家屋状況を確認するとともに心身の状態を適切に評価し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（提供した訪問看護の内容とその結果等を記載した文書を添付）を連携して作成いたします。

サービスの利用方法

○　サービスの利用開始

① お電話またはご来所にてお申込み頂けます。※介護保険を利用中で居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を介護支援専門員に依頼している場合は、ケアプランに沿ってサービス提供を行う必要がありますので、事前に担当介護支援専門員にご相談下さい。

② 訪問看護は、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」という)が交付されないとサービスの提供が行なえません。サービス開始前に訪問看護師等が主治医と連絡をとり、指示書をいただいた上で、計画に基づいた訪問看護(リハビリテーション)サービス提供が開始となります。尚、指示書の交付には自己負担額が発生し、各医療機関にお支払い頂くことになりますことをご了承ください。また毎月主治医へ訪問看護(リハビリテーション)計画書及び報告書を提出する必要があり、訪問看護師等より主治医へご利用される方の状態や様子、介護されているご家族の様子などの経過報告をさせていただきます。

○　サービスの終了

① 自動終了　以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

・ 利用者が介護保険施設等に入所した場合
・ 利用者の要介護認定区分が、要支援及び自立（非該当）と認定された場合
※ただし要介護認定区分が、変更となった場合であっても、所定の再契約を行なえばサービスを再度提供することが可能です。
・ 利用者の所在が、２週間以上不明になった場合および死亡した場合

② 利用者都合による終了

・ 利用者は、事業者に対して、利用終了希望日の２週間前までに 文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解約することができます。なおこの場合、事業者は利用者に対し、文書による確認を求めることができます。
・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しないとき、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行ったとき、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

③ 事業者都合による終了

・ 事業者は、利用者が故意に法令違反その他著しく社会通念を逸脱する行為をなし、事業者の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、この契約の目的を達することが困難となったときは、文書での通知後、２週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。
・ 事業者は、利用者及びその家族又は代理人などが故意に法令違反を行なった場合、その他当事業者や当事業者サービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行なった場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約させていただく場合があります。
・ 当事業者が破産した場合、利用者に文書で解約を通知することによって直ちにサービスを終了させて頂きます。

○　訪問看護師等の交替その他

・ 利用者は、選任された訪問看護師等の交替を希望する場合には、当該訪問看護師等が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師等の交替を申し出ることができます。
・ 事業者は、訪問看護師等の交替により、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
・ 訪問看護師等が、体調不良その他の事情にて訪問出来なくなった際は、代替人員を選出した上で、利用者及びその家族に連絡いたします。

3.　利用料金等

（イ）事業所は、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとします。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の各利用者負担割合に準じた額を徴収するものとします。但し、支給限度額を越えた場合は、全額利用者の自己負担とします。

（ロ）医療保険で訪問看護を利用する場合、事業所は健康保険法における指定訪問看護の基本利用料として厚生労働大臣が定める額の支払いを受けるものとします。

（ハ）保険適用外の訪問(自費)　　自宅死後処置　　22000 円

（ニ）交通費　　通常の訪問看護の実施地域外への訪問看護にかかる交通費は自社負担とします。

（ホ）キャンセル料

事業者に対して、利用者から前日午後５時までに事前通達がない場合、事業者は５０００円をキャンセル料として申し受けます。ただし利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合、また同じ週の他日に振替訪問が行えた際は、その限りではありません。

（ヘ）料金の詳細は別紙をご参照ください。

（ト）支払い方法

(1) 自動引き落とし(契約者の指定する金融機関から、毎月 22 日に引き落とします。)

(2) 振込み(利用翌月の末日までに当社指定の銀行口座にお振込下さい。振込手数料は利用者負担となります。)
※特段の事情があり、上記以外のお支払い方法をご希望される場合はご相談下さい。

4. 業務継続計画について

感染症・災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。感染症・災害発生時の情報や状況を把握し、安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

(イ) 利用者の安全確保：重症化リスクが高い利用者は、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努めます。

(ロ) サービスの継続：利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持します。

(ハ) 職員の安全確保：職員の生命を守り、生活の維持に努めます。

5. 高齢者虐待防止の為の措置について

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合はただちに防止策を講じ区市町村へ報告致します。

(イ) 従業者に対し、虐待防止のための普及・啓発の研修を定期的に（年１回以上）開催するとともに、新規採用時には必ず実施します。

(ロ) 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置し、定期的に（年１回以上）開催するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底致します。

6. 身体拘束について

利用者の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行いません。また、やむを得ず身体拘束を行うときは、「身体拘束に関する同意書」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。

7. サービス内容に関する相談、苦情

(イ) 当事業所の訪問看護(リハビリテーション)サービスに関するご相談・苦情は下記にて承ります。

トータルライフケア桜台訪問看護ステーション　電話：03-6915-8775 管理者：冨田歩実

(ロ) その他当ステーション以外に、各区市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることも出来ます。

中野区地域支えあい推進部介護保険課介護事業者係	03-3228-8878
練馬高齢者相談センター	03-5984-2774
豊島区介護保険課相談グループ	03-3981-1318
板橋区介護保険苦情相談室	03-3579-2079
北区介護保険課事業者支援係	03-3908-1119
文京区福祉部介護保険課介護保険相談係	03-5803-1383
東京都国民健康保険団体連合会	03-6238-0177(直通)

8. 緊急時の対応方法

(イ) サービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当てを行ない、主治医の指示を受けて必要な対応をします。

(ロ) 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じます。

(ハ) また必要に応じて、速やかに家族や緊急連絡先、介護支援専門員及び事業所管理者に報告するものとします。

9. 事故発生時の対応

(イ) 事業者は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(ロ) 事業者は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業者に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

10. 当法人の概要

名称	株式会社トータルライフケア	**法人種別**	株式会社
本社所在地	東京都世田谷区奥沢３－45－6	**代表者**	代表取締役　西海　奉成